

労働争議調査表

(B)

一 発生日 大正十五年五月二十九日 午後六時

二 解決月日 全 年六月四日

三 原因

会社創業者當時ヨリ職工雇人ノ際契約書ヲ提出セシメリシガ三三
ヨリ之ヲ有里シラシテ工場内ニ於テ風紀取締ト職一解雇ノ場合ニ処スル
的ヲ以テ契約書ノ呈收ヲ復活スルニ因ル

四 要求事項

- 一 契約書中ニ工賃低下ノ場合ハ一週間、解雇ノ場合ハ二週間以前ニ豫告スル
ストシテ追記スルト
- 二 罷業中ニ於テハ賃金要求

五 解決事項

要求事項中、一ニ該事スルモノハ会社例ニ於テ容認シ同第ニ属スル事項ハ之ヲ拒絶
ス